

新型コロナウイルス感染症予防対策のお願い

1. 次に該当する方は受診をお断りしております。

- ① 過去1週間以内および現在37.5℃以上の発熱がある方、解熱剤を使用中の方
来院前に体温測定をお願いします。37.5℃以上の方は受診キャンセルの連絡をお願いします。
- ② 過去1週間以内に次の症状がある方
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、
嘔気・嘔吐、味覚・嗅覚異常
- ③ 過去2週間以内に下記の内容に該当する方
 - ・法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方、およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方
 - ・新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方(同居・職場での発熱含む)との接触歴がある方
- ④ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触の可能性があります、待機期間内(自主待機も含む)の方
- ⑤ 新型コロナウイルスに感染したことがある方は、退院もしくは療養期間解除後4週間を経過してからの受診とさせていただきます。
- ⑥ 来院時に検温、健康状態の確認をさせて頂き、不相当と判断した際は受診の延期をお願いしております。

2. 来院時に体温測定、新型コロナウイルス感染症に係る問診票の記入をお願いしております。

3. 来院前に37.5℃以内であっても来院時に37.5℃以上ある方は受診をお断りします。

4. 上記に該当しない場合でも、当施設の判断により受診をお断りします。

5. 不織布マスクをご持参の上、施設内での着用をお願いします。

6. 入退館時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。

7. アルコールを使えない方は、ハンドソープによる手洗いををお願いします。

8. 受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。

9. 感染予防のため、肺機能検査を中止します。

10. お子様同伴での受診をお断りしております。(お子様の感染予防のため)

◇職員の対応について

- ・不織布マスクの常時着用及び手指アルコール消毒の励行
- ・毎朝体温測定を行い発熱症状時には出勤停止し医療機関受診
- ・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善されるまで出勤停止
- ・発熱がない場合でも、かぜ症状があるものは出勤停止
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は保健所等の指示に従う

◇環境整備について

- ・施設内に手指アルコール消毒液の設置・トイレ使用後のペーパータオルと手指アルコール消毒液の設置
- ・施設内の備品(スリッパなど)のアルコール消毒・施設内の換気・受付・診察室等へのシールド設置
- ・各保護具(手袋・フェイスシールド等)の装着・各検査機器の消毒の徹底(使用ごとに実施)
- ・抗ウイルスコーティング剤塗布(ロッカー・ソファ・ドアノブ等)

◇新型コロナウイルスワクチン接種後の人間ドック・健康診断のご受診について

- ・ワクチン接種1週間後から受診可能となります。
- ・ただし、接種後に発熱などのかぜ症状があった場合は、ワクチンの影響か判断できないため、症状がなくなってから1週間以降受診可能となります。

尚、今後の状況により、当施設の対策方針が変更になる場合がございます。
最新の情報はホームページでご確認くださいませよう併せてお願い申し上げます。